

平成29年4月13日

大学構成員（学生・教職員）各位

副学長（学生担当） 玉川 信一  
副学長（国際担当）  
グローバル・commons機構長 BENTON Caroline Fern

### 留学生の宗教的多様性への対応方針について

本学は、スーパーグローバル大学創成支援事業に採択され、平成35年度には通年5,200人の留学生の受入を目標として、徹底した国際化を推進しています。平成27年度の実績では、目標値を上回る3,941人の留学生を受け入れました。

これら留学生の多数が、それぞれに信仰する宗教を持っており、信仰による祈りや瞑想を行うことは、日々の生活の中において極めて重要な意味を持っています。

一方、本学は国立大学法人として、日本国憲法に謳われた個人のもつ信教の自由を尊重し、遵守するものです。同時に特定の宗教やその団体に特権を与える立場にはありません。また、「宗教的」勧誘については、他大学の例にもあるように、カルト組織への入会など、修学のみならず、人生の進路に多大な影響を及ぼす事例も多く線引きの難しい問題で、学内でのそのような活動を認めておりません。本学では個人の信仰に基づく祈りや瞑想のための専用の場の確保は行っておらず、留学生を含め教職員からも、その対応がしばしば求められているところですが、専用の場を確保することは困難な状況にあります。

しかしながら、様々な信仰をもった学生・教職員が安心して学修・研究・職務を行える環境を整えることは、国際性の日常化を掲げている本学として極めて重要なことであるため、個々の信仰によるこれらの行為を行える施設の利用等について、下記のとおり方針を定めます。

なお、大学構成員は、留学生からの宗教的ニーズへの対応を、異文化理解及び大学の国際化にとって重要であると認識し、これらの行為に対しご理解とご協力をお願いします。

また、本学では、「筑波大学学生の活動に関する法人規程」第10条において、「学生又は学生団体は、学内において、特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的とする集会を開催することはできない。」とありますが、これは、個人の信教の自由を何ら否定するものではありませんので、申し添えます。

### 記

1. 個人の信仰に基づき、大学内で礼拝等を行う場合は、各対応支援室等において空き状況を確認した上で、空いている講義室、学生控室、グローバルヴィレッジ（コミュニティステーション）の使用を認める。

ただし、礼拝等を2名以上の集団で行う場合は、各対応支援室等で「集会願」等所定の手続きを行うこと。手続きに際して、適切な場所を選定すること。物品を設置す

るなどその場所を継続して占有、利用すること、大きな音を立てたり、香をたいたりすることは認めない。

礼拝が終了した際には、必ず、原状復帰を行うこと。

2. 実験室、実習室及び共用スペース（ロビー、ラウンジ等）では礼拝等を行わないこと。
3. 礼拝等を行うにあたって、学外からの参加者は認めない。
4. 礼拝の時間と授業等が重複した場合は、学生の本分に鑑み学業を最優先すること。